社会保険労務士 **** 即

社会福祉法人調査結果について

令和 年**月**日に実施した標記については、下記のとおりです。

記

- 1 法人の概要
 - (1) 法 人 名
 - (2) 監査対象年度 令和元年度
 - (3) 監 査 日 令和 年 月 日
- 2 調査結果書作成日 令和 年 月 日
- 3 調査結果の概要 別紙チェックリストのとおり。
- 4 調查結果

個別指摘事項

- ① 時間外労働に関する協定について 時間外労働に関する協定の範囲を超えて労働させていること。 【労働基準法第32条第1項、第2項】
- ② 給与規程について 処遇改善加算にかかる手当を支給しているが、給与規定を変更していないこと。 【労働基準法第89条】
- ③ 職員の採用時の健康診断について 常時使用する労働者を雇い入れるとき、当該労働者に対し、医師による健康診断 を行っていないこと。

【労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条】

口頭指摘・気づき

- ヒアリングとタイムカードで確認したところ、1年単位の変形労働時間制の対象となる職員について、休日の振替が比較的多く見受けられます。変形労働時間制の性質上、頻繁な休日の振替は望ましくなく、同一週内以外での休日の振替は割増賃金の対象となることもありますので留意ください。【労働基準法第32条の4】
- 監視又は断続的業務、宿日直の許可について

ヒアリングによると、宿日直の許可について、回数など許可の際の条件から乖離が 見受けられます。宿直専属の職員の場合、監視・断続的業務に該当する場合があります ので、別途、様式第 14 号により所轄労働基準監督署長の許可を受けることをご検討く ださい。

→上記許可を受けた場合は、最低賃金が適用されますので、必要に応じて最低賃金の 減額特例の許可を受けてください。

(手続等詳細は所轄労働基準監督署へ問い合わせください。)

【労働基準法第41条、労働基準法施行規則第23条、第34条】

○ 住宅手当は割増賃金の基礎となる賃金への算入が除外されていますが、貴事業場の「自宅に居住する職員」への住宅手当のように、一律に支給されるものについては、割増賃金の基礎となる賃金に算入が必要とみなされる場合がありますので、留意ください。